

プレコンセプションケア普及啓発動画制作業務に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問	回答
1	仕様書内「6.納品物-（1）動画データ等 ウ」につきまして、HDD等の大容量記録媒体は返却されないという想定でよろしいでしょうか。	返却はいたしません。
2	仕様書内「6.納品物-(3)事業実績報告書」につきまして、「事業の実施状況についてまとめた事業実績報告書」とは、具体的にどのような報告内容を想定されておりますでしょうか。	実績報告書の主な内容は、以下のとおり想定しております。 ・作業実績、納品物、作成した動画のコンセプト、全体構成 ・動画作成にあたっての工夫、配慮、差別化した内容 ・産婦人科医の監修内容（協議記録、指摘事項等）
3	動画制作の業務のみ再委託となる予定ですが、問題ないでしょうか。	仕様書の8(2)のとおり。本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ栃木県と協議の上、その一部を再委託することができます。
4	受託実績について、社会保険団体より「マイナ保険証周知広報動画」の制作を受託した実績があります。受託額の規模は同程度となっておりますが、受託実績として問題ないでしょうか。	類似事業の実績として差し支えありません。
5	実施要項「2 参加資格要件」内、「(6)類似業務の受注実績」については、「プレコンセプションケア」関連の業務受託実績が必要になりますでしょうか。別分野での啓発動画制作実績についても、類似業務の受注実績となるか、ご教示ください。	プレコンセプション以外の普及啓発動画制作の実績についても、類似事業の実績として差し支えありません。
6	実施要項「4 審査・選定方法」内、「プレゼンテーション審査」について、オンラインで参加をすることは可能でしょうか。（現状現地参加を想定しておりますが、参加メンバーの調整等にも関わる関係で、念のため確認をさせていただきますと幸いです。）	プレゼンテーションは対面形式により実施します。
7	仕様書「4 委託業務の内容」内、「(3)内容及び主な用途等」の「エ 産婦人科医による監修を受け、医学的根拠に基づき制作すること」について、企画提案の段階で「動画コンセプトや動画の全体構成」を産婦人科医に監修いただくことがマスト条件になりますでしょうか。貴県との契約締結後に、動画コンセプトや絵コンテ等を産婦人科医監修のもと制作し、医学的根拠に基づいた動画制作を進行することを想定しているため、この形でも問題がないかご教示ください。	企画提案の段階では、産婦人科医の監修を受ける必要はありません。 なお、契約締結後の産婦人科医の監修体制について、企画提案書に記載してください。

プレコンセプションケア普及啓発動画制作業務に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問	回答
8	仕様書「別紙2」内、「プレコンセプションケア普及啓発動画の内容について」を参照すると、「高校生～大学生」向けの動画には「県事業の紹介（相談窓口）」、「社会人」向けの動画には「県事業の紹介（講師派遣、相談窓口）」の内容を含めることが想定されているかと思いますが、貴県事業の詳細について記載のある場所をご教示ください。（動画内容に興味を持ったターゲット層を、貴県が想定しているネクストアクションへ正しく誘導するために、遷移させたいページや問い合わせ先を正確に把握したいためです）	今後、県のHPに、当該事業を周知するページを作成する予定です。 企画提案書の提出にあたっては、仕様書の別紙1「県事業のイメージ図」をご参照ください。 なお、県事業の紹介内容については、契約締結後に調整の上、決定させていただきます。
9	「プロポーザル実施要領 3ページ」に記載されている「4 審査・選定方法 (1) ②」についてご質問です。 「プレゼンテーションの開催時間、場所及び実施方法については、参加者に対し別途通知するもの」と記載されておりますが、実施方法としてオンライン形式での実施も想定されている、という認識で相違ないでしょうか。	プレゼンテーションは対面形式により実施します。
10	「仕様書 1ページ」に記載されている「3 業務の目的」についてご質問です。 本業務の目的が「...プレコンセプションケアという概念を知り、知識を得て、実践するきっかけとすること」と記載されておりますが、この目的の達成度を測るための具体的な成果指標（例：動画視聴後のアンケート調査による理解度測定など）は、想定されているものはございますでしょうか。動画を視聴いただくこと自体を「きっかけ」とする、という認識で相違ないでしょうか。	当該業務の目的達成に資する具体的な成果指標について、ご提案がありましたら企画提案書により提出してください。 仕様書の4(3)イのとおり、プレコンセプションケアの必要性を知り、実践するきっかけになる動画を制作していただきます。
11	「仕様書 2ページ」に記載されている「4 委託業務の内容 (3) ウ」についてご質問です。 「国や他自治体の動画との差別化を図ること」と記載されておりますが、より効果的な企画立案の参考にさせていただきたく、これまで貴庁が実施されてきたプレコンセプションケア普及啓発に関する取り組みがございましたら、その概要や成果（良かった点）、課題（改善点）など、差し支えない範囲でご教示いただくことは可能でしょうか。	プレコンセプションケアの普及啓発については、今年度からの新規事業であるため、ご質問の内容について把握しておりません。

プレコンセプションケア普及啓発動画制作業務に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問	回答
12	「仕様書 2ページ」に記載されている「4 委託業務の内容 (3) ウ」及び「5 履行にあたっての留意点 (4)」についてご質問です。 業務内容として「イラストや図表を用いる」などの工夫が求められ、またアニメーションを用いる場合の留意点が記載されておりますが、本業務で制作する動画を、動画は全編イラストで提案可能でしょうか？	仕様書 4 (3)ウのとおり、視聴対象の年代に合わせた知識の提供が行えるよう工夫を凝らしてください。全編イラストによる動画を否定するものではありません。
13	「仕様書 6ページ」に記載されている「別紙2」についてご質問です。 動画の主な用途として「栃木県公式 YouTube チャンネルに掲載」と記載されております。本業務のさらなる普及啓発効果の向上を目的として、YouTube以外のSNS媒体（例：TikTok、Instagram等）と連携した企画も検討しております。貴庁として利用を推奨しない、あるいは禁止されているSNS媒体はございますでしょうか。	YouTube以外のSNS媒体を活用するご提案がありましたら企画提案書により提出してください。 現時点で利用を推奨しない等のSNS媒体は想定していません。
14	仕様書 2「委託期間」に関して スケジュールの調整余地（例：納期の一部後ろ倒しや、段階的納品）がある場合、どの程度の柔軟性が認められるかご教示ください。	委託期間内に業務完了することを厳守してください。
15	仕様書 4「委託業務の内容 (3) 内容及び主な用途等 エ」に記載の、産婦人科医による監修について 本監修に関して、県側でご指定の医師や監修者がいらっしゃるのでしょうか。あるいは、受託者側に適切な専門医を選定し、監修を実施する形でも問題ないかご教示ください。	受託者側で産婦人科医を選定し、監修を受けてください。 なお、仕様書 4 (3)エのとおり、監修に係る費用は本契約の契約金額に含めてください。
16	仕様書 5「履行にあたっての留意点」について 動画にアニメーション等を用いることができる旨の記載がありますが、本業務においてはリアルな人物による撮影・解説映像の使用が必須とされていますでしょうか。 もしくは、専門的な内容について適切な監修を行った上で、全編をアニメーション等（モーショングラフィックスやナレーションを含む）による構成とする形でも要件を満たすことは可能でしょうか。	仕様書 4 (3)ウのとおり、視聴対象の年代に合わせた知識の提供が行えるよう工夫を凝らしてください。全編アニメーション等による動画を否定するものではありません

プレコンセプションケア普及啓発動画制作業務に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

栃木県保健福祉部こども政策課

No.	質問	回答
17	監修する産婦人科医は栃木県外に勤務している医師でも良いのでしょうか、県内の医師が望ましいのでしょうか？	栃木県外に勤務する医師の監修で差し支えありません。
18	中学生、高校生-大学生、社会人対象の各動画は8分程度とあるが、内容によっては8分を下回る、もしくは8分を上回っても問題ないでしょうか？	仕様書の別紙2の目安時間「各8分程度」のとおり、多少前後することは差し支えありません。
19	本件のご提案にあたり、動画制作以外の独自提案も提案内容に盛り込んでも問題ないか、ご教示いただけますと幸いです。	当該業務の目的達成に資する独自提案がありましたら企画提案書により提出してください。 なお、その場合であっても契約金額の上限に変更は認められません。